

# 日本基督教団と在日大韓基督教会との協約

## I 序

日本基督教団と在日大韓基督教会は、1984年2月8日をもってそれぞれの教会の歴史とその独自性にたって、より深い教会的交わりと宣教協力関係を樹立する。

日本基督教団は、神のみまえに、在日韓国人キリスト者たちとその同胞に対する戦前、戦後にわたる罪責を告白し、今日の在日大韓基督教会との協約締結を感謝する。教団は、第2次世界大戦下にみずから戦争に協力するのみならず、在日朝鮮基督教会を、主体性を奪ったまま日本基督教会の一部として教団に組み入れ、日本帝国主義の戦争への協力を強制した。戦後、在日韓国人キリスト者たちが教団から脱退して、在日朝鮮基督教連合会（のちの在日大韓基督教会総会）を形成していったとき、教団はこれを真摯に受け止めることをせず、また1967年の「戦争責任告白」にもとづいて韓国3教会と協約を締結するときも、仲介の労をとられた在日大韓基督教会に対しては、謝罪の上に立った協約を結ぶこともなく今日に至っている。われわれ教団は、日本が戦前戦後を通じてアジア諸国の人々を抑圧していることを認識し、国の内外を問わず、この抑圧下にある人々とその教会への責任を覚え、在日韓国・朝鮮人問題を受け止めてそれに取り組み、在日大韓基督教会との言葉とわざによる宣教協力をその課題とすることを決意する。

在日大韓基督教会は、苦難と迫害の70年の歴史を歩んできた。本国の教会は、殉教の死をもって日帝の暴政に抵抗した。在日大韓基督教会でもさまざまな抵抗がなされたにもかかわらず、徹底性を欠いた。さらに1941年日本基督教団発足にさいして、一方的に強制編入させられた事実について、解放後真剣な悔改がなされていない。1945年以降、在日大韓基督教会は、独自の宣教のあゆみをはじめするために日本基督教団を脱退し、今日に至っている。さまざまな弱さを負いつつも、在日大韓基督教会は日帝時代と変らぬ差別と抑圧をうける同胞に対して、キリストの福音の宣教を通じて救いを得させ民族主体性の確立に努めてきた。解放後、日本基督教団とは、これまでエキュメニカルな場で、福音宣教の業に共にたずさわってきたこともあったが、宣教協約締結の必要性を認識するに至らなかった。しかしこの度両教会が宣教協約を締結することは、両者の和解の実を結ぶはじめであり、日本における福音宣教に新しい次元をつくりだすものと信じる。

両教会は旧・新約聖書にもとづいて主イエス・キリストを共に告白し、相互の信仰告白（信条）と教憲教規（憲法）を尊重するところにその教会的交わりの基礎をおき、更に密接な相互関係を進めることに合意した。

以上の合意にもとづいて両教会の関係が教区（地方会）、各個教会相互の間において進められることを願いつつ、以下の協約を結ぶものとする。

## II 協約

1. 日本基督教団と在日大韓基督教会はそれぞれの職制と聖礼典を相互に認める。
2. 日本基督教団と在日大韓基督教会は可能な限り各方面での宣教協力を約する。
3. 日本基督教団と在日大韓基督教会は特に在日韓国・朝鮮人の人権問題へのとりくみについての協力を約する。

## III 実施要綱

1. 以上の協約を推進するために協力委員会を設置し、少なくとも年1回の会合を開くこととする。この委員会の招集者は両教会の総会議長（総会長）とする。
2. 交流の窓口は、日本基督教団総幹事と在日大韓基督教会総幹事とする。
3. 教区（地方会）、各個教会レベルでの交わりと宣教協力の推進の為に、両教会の合意の下に「指針」を作成する。
4. この協約はそれぞれの教会の総会の決議を経て発効する。

## IV 運用規定

1. 両教団の一方に属する教師が、他方にその教師籍を移転しようとする場合の資格審査は、それぞれの教憲教規または憲法に関する試問にとどめる。（日本基督教団教規131条、在日大韓基督教会憲法第19条）
2. ただし、教師籍移転志望者は、それぞれの所属する教団の承認を得るものとする。

# 宣教協力にあたっての指針

在日大韓基督教会  
日本基督教団

## 前文

日本基督教団と在日大韓基督教会は1984年に協約を締結した。協約を実質化するために、両教会の宣教協力委員会は協議を重ね、1988年、「在日大韓基督教会と日本基督教団の宣教協力にあたっての指針」を作成し、協力を強めてきた。

両教会は宣教協力と在日韓国・朝鮮人の人権問題への取り組みを軸にして歩んできた。

各個教会、教区、地方会は合同礼拝、合同研修会、人権問題など様々な取り組みを共同で行い、協約を実質化した。

在日大韓基督教会の開拓伝道にあたっては、日本基督教団の教会の協力（会堂の使用など）が在日大韓基督教会の大きな力となってきた。

また外国人登録法の改正運動の取り組みは一定の成果をおさめ、それがエキュメニカル運動に大きな役割を果たしたといえよう。

その中で、在日大韓基督教会の宣教のために行った「宣教協力献金」は、両教会にとって感謝であった。

移住労働者や短期滞在者の問題、宣教課題の多様化などを考えると、両教会は与えられている使命を共同で果たすために、対等な関係を保ちつつ、更に協力関係を深める必要がある。

それを踏まえて「指針」を改訂する。新たに「指針」に「日本基督教団と在日大韓基督教会の協力」を加え、また、「宣教協力委員会」の下に「宣教協力実務会」を設置し、協力の具体化をめざすこととする。

## 日本基督教団

### I. 日本基督教団と在日大韓基督教会の協力

1. 日本基督教団総会に在日大韓基督教会の代表を招く。
2. 『教団新報』、『教区報』などを通して在日大韓基督教会の情報を日本基督教団の教会で共有する。また、『教団新報』を在日大韓基督教会に送る。
3. 具体的な宣教課題を共有するために、宣教、伝道、教育、社会などの委員会レベルで協議会を開催するなど交流を深める。
4. 両教会は日本のみならず、アジアや世界で使命を果たすために、共同して世界宣教の在り方や課題を検討し、責任を果たす。
5. 在日韓国・朝鮮人の人権問題、移住労働者や短期滞在を含む外国人の人権問題に共に取り組む。
6. 宣教方策会議などに招き、交流をする。

## 在日大韓基督教会

### I. 在日大韓基督教会と日本基督教団の協力

1. 在日大韓基督教会総会に日本基督教団の代表を招く。
2. 日本基督教団の情報を教会に知らせる。また、『福音新聞』を日本基督教団の各教区に送り、在日大韓基督教会の情報を知らせる。
3. 具体的な宣教課題を共有するために、宣教委員会、社会委員会、信徒委員会などでの交流を計る。
4. 両教会は日本のみならず、アジアや世界で使命を果たすために、共同して世界宣教の在り方や課題を検討し、責任を果たす。
5. 移住労働者や短期滞在者として、アジアなどから各地に来ている人々の宣教と人権問題に共に取り組む。
6. 教役者修養会、長老研修会などに招き、交流する。

7. 両教会の活動交流の報告の記録を互いに分かち合う。

8. 在日大韓基督教会立「東京総会神学校」の発展と充実に協力する。

9. 韓国及びアジアから労働や国際結婚などで日本に来て生活している移住者及びその家族への福音宣教に在日大韓基督教会と共に取り組む。

## II. 教区、地区（支区）と地方会の協力

1. 教区総会、地区（支区）総会に地方会の代表を招待する。

2. 宣教協力のための委員会を設置して宣教協力と交流を推進する。

3. 教区、地区（支区）は在日大韓基督教会が進めている宣教の拠点づくりの調査、交渉に協力する。また、教団教会堂の使用の要請があった場合には積極的に協力する。

4. 信徒会、女性の集会、牧師会、研修会などに在日大韓基督教会の人々を招く。特に子ども、青年の交流を進める。

5. 在日大韓基督教会との合同礼拝（聖餐式）、交流会、連合クリスマス集会など）を開催する。

6. 在日韓国・朝鮮人の人権問題に在日大韓基督教会と共同して取り組む。

7. 教区、地区（支区）で学習会（日韓交流史、在日韓国・朝鮮人および在日大韓基督教会の歴史と現実、課題など）を開く。

7. 両教会の活動交流の報告の記録を互いに分かち合う。

8. 在日大韓基督教会立「東京総会神学校」の協力を求める。

9. 韓国及びアジアから労働や国際結婚などで日本に来て生活している移住者及びその家族への福音宣教に日本基督教団と共に取り組む。

## II. 地方会と教区、地区（支区）の協力

1. 地方会総会に教区、地区の代表を招き交流を深める。

2. 宣教協力のための委員会を設置して宣教協力と交流を推進する。

3. 在日大韓基督教会の自立した教会形成のため、日本基督教団の教会の協力を求める（会堂の一時借用など）。

4. 青年会、女性会、信徒会、牧師会などの研修会などに代表を招き交流を深める。また教会学校の交流を深める。

5. 日本基督教団の教会との合同礼拝（聖餐式）、交流会、連合クリスマス集会、共同の教師研修会などを開催する。

6. 在日韓国・朝鮮人の差別撤廃と人権確立にむけ共に取り組む。定住外国人の基本的な人権に関する制度の確立に向けた学習会や運動を展開する。

7. 地方会、教会レベルでの学習会を開く（日本基督教団の歴史と現状、制度など）。

### Ⅲ. 各教会の協力

1. 相互に主体性を明確にし、違いを尊重し、そのことによって、互いの教会の宣教の内容が豊かになることをめざす。
2. 在日大韓基督教会の教会と積極的に協力関係をつくり交流する。各教会の週報などを通して在日大韓基督教会の教会の情報を知らせる。
3. 講壇交換、合同礼拝、伝道集会、修養会、女性の集会、子ども夏期学校などを積極的に計画する。
4. 教会の諸集会のプログラムに在日韓国・朝鮮人や在日大韓基督教会の歴史、現状、および韓国の讃美歌などを取り入れる。
5. 在日大韓基督教会が取り組む在日韓国・朝鮮人の人権回復の運動を共に担う。

### Ⅲ. 各教会の協力

1. 相互に主体性を持って宣教（協力）の業に励み、相互の伝統、習慣、考え方を理解し尊重しつつ、率直な意見交換を行う。
2. 各個教会の週報などを通して、日本基督教団の教会の情報を知らせる。
3. 日本基督教団の教会との交わりを行い、講壇交換、合同礼拝、伝道集会、修養会、女性・青年集会、子ども夏期学校などを積極的に計画する。
4. 日本基督教団の教会の教会学校のプログラムの中に、在日大韓基督教会の歴史・現状、在日韓国・朝鮮人の歴史・現状、及び韓国の讃美歌・音楽などを取り入れるように働きかける。
5. 日本基督教団の教会や市民グループと協力し、相互の文化交流を持ち、地域社会での共生を求めて地域奉仕に積極的に参与する。

### Ⅳ. その他、今後取り組むべき共同の課題

1. 教団関係神学校における在日大韓基督教会の教職養成のための配慮。
2. 日本の学生・生徒が日韓関係史、在日韓国・朝鮮人間題を正しく認識できる教育。
3. 在日韓国・朝鮮人などとの共生の社会をめざす神学教育の確立。
4. 民族的和解及び平和統一問題。
5. キリスト教団体・組織などにおける在日韓国・朝鮮人の就職の問題。

[第10回（1988年5月30日）日本基督教団と在日大韓基督教会との宣教協力委員会で確定]

[第26回（1996年12月2日）日本基督教団と在日大韓基督教会との宣教協力委員会で確定]

[第51回（2018年6月4日）日本基督教団と在日大韓基督教会との宣教協力委員会で確定]